

平成26年 第13回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年7月15日（火）午前10時

場 所：教育委員会室

委員長	尾上郁子
委員長職務代理者	石井正治
委員	上野操
委員	松原秀成
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	中山兼一

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

尾上委員長	<p>開 会 時 刻 午前 10 時</p> <p>ただいまから、平成 26 年第 13 回教育委員会定例会を開催いたします。日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と浅野委員をお願いいたします。</p> <p>続いて日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第 39 号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてを議題とします。内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴田教育推進課長	<p>第 39 号議案の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてでございますが、本案件から 40 号、41 号までの 3 議案につきましては、前々回の第 11 回教育委員会定例会におきまして、第 36 号議案で教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取の中に、職員の配偶者同行休業に関する条例の中の教育の事務に関する部分ということでご審議をいただいた条例改正に伴う規則の一部改正でございます。</p> <p>職員の配偶者が海外等に赴任した場合に休業を取って、その配偶者とともに 3 年を期限に、生活をともにするための休業ということの規定でございました。</p> <p>これにかかわりまして、第 39 号議案の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則につきましては、昇給日におきまして、配偶者同行休業中の者に対しましては、昇給を行わないということを第 13 条に規定するものであります。これにつきまして、条例とともに平成 26 年 9 月 1 日から施行するというものでございます。</p> <p>続きまして、40 号、よろしいでしょうか。</p>
委 員 長	<p>お願いします。</p>
教育推進課長	<p>40 号議案につきましては、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>こちら先ほど申し上げましたとおり、期末手当の支給対象外となる職員に、基準日に配偶者同行休業中の職員を加える改正でございます。第 2 条の第 1 項に、その規定を設けさせていただきます。ページにしまして 2 ページの一番下から 3 ページにかけての、この 12 を追加するものでございます。</p> <p>これに伴いまして、次項も 11 号までというものが 12 号までと、合わせ</p>

	<p>での規定の整備でございます。</p> <p>その他、休業期間中の算定に基づくものの規定を合わせて整備するものでございます。同じく26年9月からの施行ということでございます。</p> <p>続きまして、41号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正でございます。</p> <p>こちらにつきましても同様に、勤勉手当の支給対象外となる職員に、その基準日での配偶者同行休業中の職員を加える規定の整備でございます。同様に、26年9月1日の施行ということでございます。</p> <p>以上、39号議案から41号議案まででございます。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>三つの議案のご説明をいただきました。目を通していただきながら、何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。</p>
石井委員	<p>これらの議案に先立つ36号議案でしたっけ、それはいつから施行されるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>同じく26年9月1日施行でございます。</p>
石井委員	<p>なるほど、わかりました。では、全部が一緒ということですね。</p>
上野委員	<p>条例と規則となっているでしょう、条例の立法機関は都なのですか。</p>
教育推進課長	<p>これは区条例です。</p>
上野委員	<p>区ですね。規則も区ですね。</p>
教育推進課長	<p>今回の、この規則につきましては教育委員会の規則ということになります。</p>
上野委員	<p>教育委員会の規則ね。</p>
委員長	<p>その他、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、39、40、41号議案というのは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>

委員 長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第42号議案、マザーテレサ展「愛は微笑みから…」に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてを、議題とします。内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第42号議案、マザーテレサ展「愛は微笑みから…」に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。お手元に申請書、それから開催要項等をおつけしてございます。</p> <p>申請書にございますとおり、行事名マザーテレサ展「愛は微笑みから…」という事業でございます。目的は、マザーテレサの偉業や名言集を若者たちに伝え、現在の足りない何ものかを補うことで、青少年の心の育成を目的としております。実施時期でございますが、26年9月6日(土)から9月9日(火)まで4日間。会場はタワーホール船堀展示ホール。事業対象としては広く一般ということで、特に江戸川区民の青少年。経費の徴収はなしの申請でございます。</p> <p>裏面に、開催要項をおつけしてございます。こちらにありますとおり、開催期間、真ん中ほどにあります。4月1日から3月31日まで、年間を通して、この事業を行っていくという事業ということであり。開催地についても全国各地で、その下にありますスケジュールどおり行われるというもので、このうちの下から3行目の9月6日(土)から9月9日(火)までのタワーホール船堀1階の展示ホールにおいて行う事業についての後援名義の申請でございます。</p> <p>続いて、予算書として、これは全体を通しての予算書ということで推定されます。寄付金が収入ということで、全てを補うというもので、この中にありますカレンダー制作費ですとか、そういったものは、年間の、この全て網羅をしている。一番下に記事としてございます。現在までの開催全体の予算を示しておりますということであり。</p> <p>内容につきましては、以上でございます。</p>
委員 長	<p>ありがとうございます。何かご質問、ご意見、ございますか。</p>
石井委員	<p>開催するのはマザーテレサ展ということなのですが、団体の概要を見ますと、血液難病等の障害と闘っている方を支援するためというようにことが</p>

	<p>ありまして。そうすると、その展覧会の一部を使って、こういうものに対する理解ですとか、あるいは協力を仰ぐというようなことも行われるということでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>この団体につきまして、ホームページ等でも確認をさせていただきました。確かに、この血液難病に関するということがメインとして活動を行っておりますけれども、同時に、このマザーテレサの展示会というものも、ここにもありますけれども、これ以前にも開催をされているということでございまして、この中で何かをということではございません。</p>
松原委員	<p>本区で6月9日から27日まで開かれていますよね。このときには、後援名義の承認申請はありましたか。</p>
教育推進課長	<p>このときには、お話ありませんでした。</p>
松原委員	<p>なかった。</p>
教育推進課長	<p>この7階の展示ギャラリーというところは、廊下というか、本当にギャラリーでやられたというふうに聞いてございます。</p> <p>このたびは1階の展示ホールでおやりになるということでの、今回、初めて後援名義の申請がございました。</p>
上野委員	<p>船堀のタワーホールですよね。これは後援名義の、後援するか、否かという立場なんですけど、そもそもタワーホールを貸与しますよね、一定期間。貸与するときに、こういう団体や、こういう人々に貸すべきなのかどうかという、一定の基準というものはあるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>タワーホール船堀は、コンベンションの施設ということでございますが、特に展示ホール等は、区内、区外、問わず、何といたしまして、物販をしないということが条件になっております。</p>
上野委員	<p>物品販売をしないという制約。</p>
教育推進課長	<p>これは施設全体で、物品を販売することは禁止をするということではございます。その他、支障を来すような団体とか、そういった規定の中で貸し出し</p>



	での後援名義となります。
教 育 長	そうですか。予算も、その4日分なのですか。
教育推進課長	予算書につきましては、現在までの開催全体の予算というところで、これまで、決まっている10月までの分ということで、お話をいただいています。
教 育 長	10月までの分。
教育推進課長	開催スケジュールに載っている10月までの分、現在までの開催全体の予算を示しておりますということで、江戸川区分だけの予算書は、提出は難しいというお話をいただいています。
教 育 長	難しい、そうですか。
委 員 長	あと、よろしいでしょうか。学校への周知は、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。
教育推進課長	特に周知の部分につきましては、こういった周知活動をするというお話は伺っておりません。広く一般ということで、青少年ということでございますけれども、学校に何かを、周知をお願いしたいとか、そういったお話は伺っておりません。
上 野 委 員	今の話で、後援しますよね。そうすると主催者が、勝手にという語弊があるけど、例えば各学校に、こういうことやるから見に来てくださいというような宣伝をするというようなことは、過去にあるのですか。
教育推進課長	特に学校には、恐らく我々の知らない、そういったものが、印刷物等は届けられると思います。それは、学校さんのほうで選択をして、出す物、出さない物等に分けられると思います。そこに、恐らく江戸川区教育委員会という後援になれば、教育委員会の後援がある事業だということで、学校側が、そういう取り組みをしてくれるだろうという期待はお持ちかもしれません。
石 井 委 員	余計なお世話なのですが、開催スケジュールを見ますと、ダブっている日取りがあるのです。盛岡市何かは納得はある程度できるのですが、宇都

教育推進課長	<p>宮と浦安両方でやっているというようなときに、この方々が意図しているマザーテレサ展というのが、本当にきちりとできるのだろうかなんていう疑問をもったのですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>過去の開催状況、ホームページ等で見えていますというお話をしましたけども、各地域の病院を使用していたりというように新聞記事等では紹介されておりますので、実際にやられているという資料は、写真を含めて、新聞等は読ませていただいております。</p> <p>ですので、組織としては江戸川区の船堀が代表でございますが、そういうふうに行われている団体だろうというふうには意識しております。</p>
上野委員	<p>仮に後援の名を貸すと、実際実施しますね。やっぱり教育委員会というのは、現実になにかをやっているのかって、見に行く必要ありますよね、どうなのですかね、後援した事業に関しては。</p>
教育推進課長	<p>やはり申請をいただいた段階で、いろいろお話を聞くわけですがけれども、教育委員会の協議の結果、後援が出る、出ないにつきましては、お約束をしているわけではありません。我々としてもお出しする以上、出てきた段階で疑義があれば、いろいろ確認をしながら、こちらにお諮りをしているつもりでございます。</p> <p>ただ、今回の件は初めてのケースでございますが、NPO法人、区内の船堀に本部があると、事務所があるということでございますけれども、正直言いまして内容的には、実際には見てございません。</p>
上野委員	<p>本部の組織ではなく、どういうことをやっているのか見る必要ありますよね。看板に偽りがあるのかどうか、現実に、という気がしますけど。</p>
松原委員	<p>皆さん、多分、同じだと思うのですが、今、NPO法人の数がすごく多過ぎて、どんな組織かというのがなかなかわかりづらいというのが一つ。</p> <p>それから、先ほど石井委員さんがおっしゃったように、この会の設立目的の部分との、マザーテレサの結びつきが、少し僕なんかはよくわからないなという、そういうふうな心配はありまして。</p> <p>このNPO法人がきちんと組織的にしていれば、個人的にはいいのかなと思うのですが、少し、なかなか理解できないところがあるかなと、個人的には思っているのですが、だめだとか、そういうことではなくて。</p>

上野委員	展示を見てみたら、大体わかりますよね。
松原委員	そうですね。
上野委員	目的と、この展示とのかかわりが。見てみないと、これだけではわからない。
委員長	これは承認というのは、要するに時間的なもので、今回、結論を出さなければいけないという内容なのではないでしょうか。
教育推進課長	<p>実は申請をいただいたのが6月の、申請書にあります17日でございます。それから委員会の開催等、それから書類がそろうまでという中で、これだけ時間がかかりました。実際には9月6日に行うというものでございます。</p> <p>今日お出しした書類の中でしか、この団体の概要についてもわからないというのが実態でございます。先ほど我々も少しネットや何かで調べさせていただいたというのは、これはホームページ上の団体さんのものを見たものでございますので、あくまでも委員さん方にご審議いただくのは、この書類の中からご判断いただければというふうに思います。</p>
委員長	いかがでしょうか、ご意見。
上野委員	<p>タワーホールのほうで貸与することは、物品販売が動機ではないし、反社会性もないというようなところで、大枠で貸しているわけだから、やることは自由なのだけど、余り実態わからないのに、教育委員会がそこに進んで後援するというのは、一種の信用を貸与するということで、悪ければ悪用されないだろうかということでしょう。</p> <p>これだけ皆さん、それなりの疑問点があるのに、ここだけでイエスというのは、いかがかなという気がしますけど。</p>
委員長	<p>この開催スケジュールの中で、今やっているものが札幌とか小樽とか、そういうところでなければ、少し行ってみてくださいというふうに、また私たちも足を運ぶのも構わないのかもしれませんが、余り遠くて、日程的に判断、内容の中身がつかめないところがあると思いますけれども。</p> <p>いかがでしょう、あと、ご意見、いかがでしょう。</p>

上野委員	この法人の設立は出ていたのだけ、いつか。
教育長	2004年に出している。
上野委員	そんなに新しくはないですね。
松原委員	私も上野さんと同じような考えでございます。
委員長	石井委員は、いかがでしょうか。
石井委員	私も、どんなことをやられているのかなというのは、ちょっと気になるところがあります。
上野委員	<p>一般論として、教育委員会が後援するということは、対外的には非常に重みがあるのです。教育行政の頂点ですから、その頂点が後援しているという名前が出ると、それは見る人が見たら、相当信用すると思うのです。</p> <p>そういう認識が、私は、ここへ入る前は、そういうふうに見ていましたから。だから、それも忘れてはいけないのではないかなと思います。だから、今回のように、こういう多少なりともいろいろ疑問が出た以上は、原則として、それは認めるべきではないのではないかなと思います。</p> <p>教育委員会後援名義の重みというのは、私は考えなくてはいけないのではないかと思うのですけど。</p>
委員長	ありがとうございます。他には、よろしいでしょうか。
教育長	私も、それで結構です。
委員長	<p>わかりました。</p> <p>それでは、皆様のご意見を集約させていただきまして、今回はマザーテレサ展についての教育委員会後援名義の使用承認は、見送るということで決定したいと思います。</p> <p>では、42号議案は、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p>

教育推進課長	<p>報告事項でございます。教育委員会の後援名義の使用承認についてでございます。教育推進課から1件がございます。</p> <p>第3回江戸川さんしょうがいフォーラム研修会の申請でございます。教育委員会の申請は2回目になります。さんしょうがいフォーラム事務局の事務局長より、申請がございました。</p> <p>事業の目的、概要でございますが、当事者、家族の声から、障がいを理解をするとともに、支援するということの意義を知り、インクルーシブ社会の構築を目指すというものです。</p> <p>前回は、25年11月30日に開催されました。このときは147名の参加者ございました。前回は、江戸川区の後援も承認をされております。</p> <p>今回の実施日時でございますが、26年8月30日(土)、13時から15時、タワーホール船堀2階の瑞雲にて、一般区民を対象に行われます。経費徴収のほうはございません。1点目については、この後援名義の使用についてということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
松井指導室長	<p>指導室から、後援名義の報告をさせていただきます。</p> <p>平成26年度の夏季研修会でございます。申請者は、都立鹿本学園の校長です。事業の目的概要は、地域の小・中学校等での特別支援教育を支援するために、児童・生徒の個々のニーズに応じた指導について公開研修会を実施するというものでございます。</p> <p>日時は7月30日、8月21日、8月22日の3日間。それぞれ情緒障害を対象にしたものが7月30と8月21日、知的障害を対象にしたものが8月21日と22日。8月21日は両方、2種類の障害に対応するものですが、鹿本学園の体育館で、江戸川区や葛飾区を中心とした担当教諭、それから、就学前の福祉施設の職員を対象として、研修会を実施するものでございます。後援名義の使用申請がありましたので、ご報告いたします。</p>
委員長	<p>ただいまの2件の後援名義について、何かご意見、ご質問ございますか。</p>
石井委員	<p>1件目なのですが、インクルーシブ社会というのは何ですか。</p>
教育推進課長	<p>これは直訳しますと、包容するということでございます。</p> <p>ですので、人間の多様性の尊重ですとか、こういった障害も含めて、そう</p>

	<p>いった方々を全て含んだ社会というようなことでの理解ということで、インクルーシブ社会を目指してというような内容で、研修会をされるということです。</p> <p>ちなみに、さんしょうがいは、前回のときにもお話がございましたけれども、身体障害、精神障害、それから知的障害という三つの障害ということでの会議の名前になってございます。</p>
委員 長	<p>さんしょうがいと、これ平仮名ですよ。前からそうだったのでしょうけども、何か個別の名称なのかなと思ってしまいますけど。</p>
松原委員	<p>大変いい研修だなと思うのです。3回目の研修なんですけれども、これは教育委員会としても、設置校が隣に1校増えるということで、今、研修に行くような形で案内を出すのかどうか。</p>
指導室長	<p>本区の特別支援学級に勤めている新規配置2年目の教員、横転の教諭が必修になります。</p>
松原委員	<p>なるほど、わかりました。</p>
委員 長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
教育 長	<p>私があえて言うほどでもないのですが、特別支援学校が地域に設置されていて、都立ですから、こういうことは本来業務なのだと思うのです。別に、なんで江戸川区の後援とか何かを取らないといけないのか、本来こういうこと位置づけられて、やらなければいけないことになっているのですよね。そこに、大体教職員とか地域の福祉施設の方々が行って学ぶということですから、余計と言っはいけないかもしれませんが、そんなことをやらずに、当たり前のようにやっていただければいいことかなというふうに思うのです。</p>
指導室長	<p>ご指摘につきましては、今、全部連携を取りながらいろいろやっていて、今回の研修は後援名義というより共催的な部分もあるわけですので、手続論的なものはなくても、今、教育長からご指摘いただいたように、一緒にやっていくという方向に行ければというふうに思っております。</p>

委員 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>あと、26年度の夏季研修会についてはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>ただいまの2件について了承したいと思います、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思います、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委員 長	<p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p>
委員 長	<p>続きまして、いじめ電話相談、平成26年6月分についての報告をお願いいたします。</p>
教育研究所長 (指導室長)	<p>資料をごらんください。いじめ電話相談の6月1日から6月30日分でございます。6月は4件の電話相談がございました。小学校1件、中学校3件です。電話をかけてきたのは、全てお母様からです。</p> <p>その中で、学校名等がわかっているのが2件あります。4件のうち、学校連絡を希望した方がありません。それから指導室ではどうかというと、指導室にも言ってくれるなと言ったのが2件、それから指導室には、もうちょっと待ってほしいというのが1件、指導室には言ってほしいというのは1件ございました。それぞれ対応をしたところでございます。</p>
委員 長	<p>ありがとうございます。何かご質問、ご意見、ございますか。</p> <p>それでは、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>続きまして、「日曜」不登校相談のお知らせの報告をお願いいたします。</p>

指 導 室 長	<p>資料を配付させていただきました。年間2回、不登校相談を日曜日に、平日、相談難しい保護者の方々を対象にして実施しております。今年度は9月28日と2月15日ということでございます。</p> <p>1回目は9月28日にやるのですが、夏休みを挟んでしまうということもあったものですから、校長会には、この通知を配付して、対象の保護者の方に周知していただくということで、提示しています。</p> <p>以上でございます。</p>
委 員 長	<p>何かご質問、ご意見、ございますか。</p> <p>なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>その他に、報告事項はございますでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>以上をもちまして、平成26年第13回教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>閉会時刻 午前11時14分</p>